

<大項目> 原子力の行政・制度・政策

<中項目> 原子力行政機構

<小項目> 経済産業省

<タイトル>

経済産業省と原子力行政（10-04-06-01）

<概要>

従来、通商産業省の外局の資源エネルギー庁が、わが国におけるエネルギーの需給・調整・管理などエネルギーに関する総合的な政策や計画の立案などの業務を総括する行政庁として、原子力関係では発電に関する原子力の利用及び通商産業省の所掌に属する[原子炉等規制法](#)の施行に関する業務などを所掌していた。1999年7月16日の中央省庁の設置法及び[原子炉等規制法](#)の法改正によって2000年1月6日から、経済産業省の組織と所掌は大きく変わった。[原子力発電](#)の安全に関する業務は、一貫して経済産業省の所掌となり、1次審査は、新設された特別の機関、[原子力安全・保安院](#)の所掌となっている。原子力安全・保安院は、「強い使命感」、「科学的、合理的判断」、「透明性の確保」、「公正、中立性の維持」の4つを行動規範として定め、原子力安全行政に取り組んでいる。

<更新年月>

2007年06月

<本文>

1. 経済産業省の組織と所掌業務

原子力は、経済産業省の外局資源エネルギー庁の扱うところであったが、2001年(平成13年)1月6日の中央省庁再編成で再編前とは大きく変わっている([図1](#))。まず、特別の機関として、原子力安全・保安院が設置されている。[図2](#)に経済産業省原子力関係の組織を示す。また、[表1](#)に資源エネルギー庁の原子力関連組織と所掌事務を示す。資源エネルギー庁は、長官官房と省エネルギー・新エネルギー部、資源・燃料部及びガス・電気事業部の3部からなる。

長官官房総合政策課の所掌事務は次のとおりである。

- ・資源エネルギーに関する総合的な政策の企画・立案、
 - ・総合資源エネルギー調査会(旧総合エネルギー調査会)の庶務に関すること
- 電力・ガス事業部原子力政策課の所掌事務は次のとおりである。
- ・原子力の広報に関すること
 - ・原子力の研究、開発及び利用に関する総合的な政策の企画・立案
 - ・原子力委員会及び原子力安全委員会に関すること
 - ・原子力の利用に関する国際協力に関すること([IEA](#)に関することなど)
 - ・[放射性廃棄物](#)の処分に関すること
 - ・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律
 - ・原子力発電に関する調査に関すること
 - ・原子力発電の技術に関すること(軽水炉改良技術・新型炉技術など、原子力発電の技術の開発などに関すること)

電力・ガス事業部核燃料サイクル産業課の所掌事務は次のとおりである。

- ・原子力産業施設(ウラン濃縮施設、[再処理](#)施設、[中間貯蔵](#)施設など)の立地に対する対策の企画・立案
- ・発電用核燃料物質に関すること

電力・ガス事業部電力基盤整備課の所掌事務は次のとおりである。

- ・電源開発に関すること
- ・電気の供給計画に関すること
- ・電源地域の振興に関すること
- ・[電源開発促進対策特別会計](#)(電源立地対策)に関すること
- ・電源開発促進法に関すること
- ・発電用施設周辺地域整備法に関すること
- ・電源開発のための権利調整に関すること
- ・原子力発電に関する地方公共団体との連絡調整及び公開ヒアリングの実施に関すること

このように原子力発電の推進に関することは、資源エネルギー庁の所掌となっている。原子力安全・保安院は、経済産業省設置法第2節第3款によると、特

別の機関として、原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関として資源エネルギー庁に設置されている。原子力に係る精錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制、これら施設の安全の確保、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保、これら所掌事務に係る国際協力が原子力安全・保安院の所掌業務として規定されている。原子力安全・保安院の組織を図3に示す。各組織の所掌事務については、経済産業省のホームページ「組織・機構」

(http://www.meti.go.jp/intro/data/akikou32_1j.html)を参照のこと。

資源エネルギー庁で取り扱っていた業務のうち、原子力発電の安全規制に係る1次審査に属するものは、すべて原子力安全・保安院に移行されている。また、原子力防災も安全・保安院の所掌となっている。原子力安全・保安院では、原子力の安全を確保するため、[原子力発電所](#)や燃料の[製錬](#)、加工、中間貯蔵、再処理施設や廃棄物埋設・管理施設の審査や検査を的確かつ確実に実行する。また、万一事故が発生した場合に、迅速かつ適切な対応ができるよう防災体制を整えている。

2. 原子力安全規制と経済産業省

原子力安全規制に係る所掌は、基本的に、「[核原料物質](#)、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(原子炉等規制法)に規定されている。また、経済産業省設置法で各組織の所掌事務が具体的に定められている。中央省庁再編に伴う原子炉等規制法の規定に基づく経済産業省の規制分野等は、次のとおりである。

製錬の事業に関する規制については、「原子炉等規制法」(以下では更に「法」と略する。)第3条(事業の指定)の規定に基づき、従来は内閣総理大臣及び通商産業大臣(通産大臣)の「事業の指定」を受けることとなっており、科学技術庁と通商産業省(通産省)が規制の実務を所管していたが、省庁再編後は、一貫して経済産業大臣と経済産業省が規制することになった。

加工の事業に関する規制については、法第13条(事業の許可)の規定に基づき、内閣総理大臣から経済産業大臣(事業の許可)と経済産業省の規制に変わった。

原子炉の設置、運転等に関する規制に関しては、法第 23 条(設置の許可)の規定に基づき、発電の用に供する原子炉(実用発電用原子炉)については、通産大臣から経済産業大臣(設置の許可)と経済産業省の規制に変わった。また、発電の用に供する原子炉で研究開発段階にあるもの(研究開発段階炉)については、同条の規定に基づき、内閣総理大臣から経済産業大臣(設置の許可)と経済産業省の規制に変わった。

[使用済燃料](#)の貯蔵事業については、法第 43 条の4(事業の許可)の規定により、通産大臣から経済産業大臣(事業の許可)と経済産業省の規制に変わった。

再処理の事業に関する規制については、法第 44 条(事業の指定等)の規定に基づき、内閣総理大臣から経済産業大臣(事業の指定)と経済産業省の規制に変わった。ただし、日本原子力研究所(現日本原子力研究開発機構)及び核燃料サイクル開発機[◆]¥(現日本原子力研究開発機構)については「事業の承認」となっている。

廃棄の事業(廃棄の種類:廃棄物埋設、廃棄物管理)については、法第 51 条の2(事業の許可)の規定に基づき、内閣総理大臣から経済産業大臣(事業の許可)と経済産業省の規制に変わった。

[放射性物質](#)の運搬については、法第 59 条の2(運搬に関する確認等)の規定に基づき、経済産業省所管の運搬物については、経済産業大臣(輸送物設計と容器の承認)と経済産業省が規制し、輸送方法については国土交通大臣(方法が基準に適合することの確認)が規制することとなった。

3. 原子力安全に対する信頼回復のための取り組み

原子力安全・保安院は、国民の安全の確保と環境の保全を組織目標とし、[図 4](#)に示す 4 つの行動規範に基づき行動することとしている。2002 年に発覚した東京電力(株)の自主点検記録の不正問題には、旧来の設備故障やトラブル、ヒューマンエラーなどに加えて[安全文化](#)の劣化を思わせるような新たな問題、例えば組織の閉鎖性や情報伝達の不足、法令遵守・記録の保全・外部への情報提供に対する認識不足など多岐にわたる問題が提起された。原子力安全・保安院は、原子力安全に対する信頼回復のため、様々な取り組みを行ってきてお

り、原子力事業者の安全文化の促進を支援し、監視に努めている([表2](#)、[表3](#)及び[表4](#)参照)。

(前回更新:2004年07月)

<図／表>

[表1 資源エネルギー庁の原子力関連組織と所掌事務](#)

[表2 安全文化の醸成に原子力事業者\(企業、研究開発機関\)が考慮すべき事項](#)

[表3 安全文化の醸成に規制行政当局が考慮すべき事項](#)

[表4 品質保証体制の整備などの制度改善](#)

[図1 省庁再編後の原子力行政体制](#)

[図2 経済産業省資源エネルギー庁の組織](#)

[図3 原子力安全・保安院の組織\(平成17年4月現在\)](#)

[図4 原子力安全・保安院の行動規範](#)

・図表を一括してダウンロードする場合は [ここ](#)をクリックして下さい。

<関連タイトル>

[文部科学省と原子力行政\(10-04-05-01\)](#)

[原子力安全技術センター\(13-02-01-04\)](#)

[発電設備技術検査協会\(13-02-01-22\)](#)

[日本の主な原子力関連機関一覧\(13-02-02-01\)](#)

<参考文献>

(1)中央省庁改革研究会(編):中央省庁再編ガイドブック(新旧両引き)、(株)ぎょうせい(2000年10月25日)、p.156-171

(2)内閣中央省庁等改革推進本部事務局(編):新府省庁ガイドブック-中央省庁の仕事と組織-、財務省印刷局(2001年2月5日)、p.55-59

(3)資源エネルギー庁:組織・機構、

<http://www.enecho.meti.go.jp/about/index.htm>

(4)北岸達郎:新しい原子力行政体制と展開、原子力 eye、4月号(2001)、
p.14-19

(5)法庫:原子炉等規制法、

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32HO166.html>

(6)科学技術庁原子力安全局(監修):核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律、原子力規制関係法令集 2000年版、大成出版社(2000年6
月8日)

(7)原子力安全・保安院:連絡先一覧、

<http://www.nisa.meti.go.jp/contact/contact.htm>、組織、

http://www.nisa.meti.go.jp/2_whatsnisa/honbu/index.html

(8)経済産業省:総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会(第22回)
配布資料(H18.7.6)、参考1原子力安全・保安院5年間の発展と今後の課題、

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g60803b11j.pdf>

(9)原子力安全委員会:平成17年度原子力安全白書、

<http://www.nsc.go.jp/hakusyo/hakusyo17/mokuji.htm>



[RIST トップページへ](#)



[ATOMICA トップページへ](#)